

石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）

パブリックコメントの結果について

番号	項目	ご意見・ご提案の内容（要旨）	回答及び修正（案）
1	P4、P70 第1章 計画の概要 地域包括ケアシステムの構築 ①地域包括ケアシステムの構築 第7章 地域包括ケアシステムの構築 地域包括支援センターの活動を活かしたケアシステム	石巻市民の高齢者福祉にかかる事業に対し日夜のご奮闘に敬意を表します。震災復興においては一地方行政のみではまならぬことも多く心痛ご苦労が重なっていることをお察しいたします。現状の地域包括支援センターは特定の事業所に寄与するという力が働いているように思います。ともすればそれは弱肉強食になりがちです。包括ケアシステムの構築という理念を十分に育んでいただきたいと思います。平成27年3月までに策定されるという「石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想」に寄るものとなる事 市民はそれを待たざるを得ない。また、意見できる場があるのか・・・知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> 石巻市地域包括ケア推進協議会において、石巻市医師会、石巻市老人クラブ連合会、石巻仮設住宅自治連合推進会等からも参画していただき、平成26年3月に「石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想」を策定いたしました。平成27年3月には「石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画」が策定される予定となっております。 また、今年度を実施してきた研修や講演会を、来年度以降も継続して開催する予定としており、この中で、市民の皆様から御意見をいただき、今後の地域包括ケアシステムに反映させてまいりたいと考えております。
2	P12 第2章 高齢者を取り巻く現状と将来像 2人口及び要支援・要介護認定者数の推移と推計 平成26年度の要介護者数について	第5期介護保険事業計画において、平成23年9月の要介護者7,149名であり、3年後の平成26年9月には591名の増加で7,740名と予測されています。しかし、今回の第6期介護保険事業計画においては、平成26年度の要介護者は予測されていた591名増の約2.4倍の1,445名増加し8,594名となっており、推計との大幅な違いが生じています。そのため原因の分析と要介護者の増加を予防する施策が重要であり急務です。この推計との違いの、原因は何でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 第5期介護保険事業計画において、人口や高齢者数の減少を過大に推計したこと。また、震災によって被災した高齢者が、住まいや家族等をなくしたことにより、生活環境の変化・ストレス等で健康状態が悪化したことから要支援・要介護認定者が増加したことから推計値と実績値の間で大幅な開きが生じたと考えます。
3	P22 第3章 計画の基本的な考え方 1基本理念 基本理念について	第5期介護保険計画よりも具体的であり、「役割」「介護予防事業」の重要性が分かりやすい内容になっております。 5行目の「地域コミュニティー等の役割」とは、地域コミュニティーの全体の役割を指しているのか、また地域コミュニティー内における高齢者個人の役割を指しているのか？ もし、個人であれば「地域コミュ	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティー等の役割とは、高齢者個人の役割と地域コミュニティー全体の役割の両方の意味を含むものです。

番号	項目	ご意見・ご提案の内容（要旨）	回答及び修正（案）
		<p>ニティー等での役割を生み出すこと」のような表現の方が、「役割」が見出せない方にとっても意味がある文章になると思われませんがいかがでしょうか？再考願います。</p>	
4	<p>P22 第3章 計画の基本的 考え方 1 基本理念 住み慣れた地 域で生きがい を持って安心 して暮らせる まちづくり</p>	<p>この度、医療・介護総合推進法、介護保険制度の見直し、在宅医療の推進の中でも高らかと謳われています。未曾有の被災地石巻市において家屋敷、大切な家族や地域、さらに、ふるさとを追われた人々に「住み慣れた地域」とはどこなのか、何を指し示すものなのかと気にかかります。仮設から復興公営住宅そして次のステージへと、ともすれば追われるように…住む環境を変えていかなくてはならないし、あせりやとまどいはいつもつきまわっていると思います。住み慣れた地域とは場所やエリアを特定するものではなく人とのつながりコミュニティを指すものと捉えたらいいでしょうか。一抹の淋しさをこのスローガンから思います。</p>	<p>・基本理念に「住み慣れた地域」について触れていることから、より理解しやすいように表現を以下のとおり改めたい。 ⇒P22 本市が将来的に目指す、障がい者、子育て家庭等を含む「次世代型の地域包括ケアシステム」は、被災により新しい地域で暮らすようになった方や住み慣れたところで暮らしている方がそれぞれのコミュニティを形成し、元気な高齢者も含め働ける人は働ける環境を提供するものであり、その初めの一步として、石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画では、被災した方々の生活再建を推進しながら、高齢者福祉施策のあるべき姿として、本計画の基本理念を次のように定めます。</p>
5	<p>P26 第3章 計画の基本的 考え方 4 介護サービス 基盤と日常生活 圏域の設定 (1) 石巻市の 地区別人口 P26 の表</p>	<p>P26 の表でも記載されているが、牡鹿 43%と高齢化率が市全体と比べても、高くなっている。高齢化が進んでいる地域であるにも関わらず、介護保険事業所は市全体で見ると、震災前より増加傾向であるが、沿岸部・半島部では増えていない現状がある。それは、人口流出、移動範囲が広い事などの立地条件が悪く、事業として機能しない為である。その為半島部や沿岸部に重きを置いた事業が望ましいと思われる。</p>	<p>・被災沿岸部等において、必要な介護サービスを提供できる体制整備は重要な課題と考えております。地域住民のご意見をいただきながら、離半島部等における介護サービス提供の課題解決に向けた方法を検討してまいります。</p>
6	<p>P31 第4章 生きがいづく りと社会参加 の促進 生きがいづく りと社会参加 の促進につ いて</p>	<p>2行目の「高齢者を豊かな人生経験を持った新たな世代」という表現について。高齢者の再定義について記載していると推察致しますが、既に存在している高齢者を新たな世代とするのは矛盾があると思います。そこで、「高齢者を豊かな人生経験を有した社会の重要（貴重）な資源」というような表現にするのはいかがでし</p>	<p>・御指摘の趣旨を文章で表現しておりますが、より理解しやすいように表現を以下のとおり改めたい。 ⇒P31 高齢者を豊かな人生経験を持った貴重な財産と捉え、高齢者が地域で生きがいを感じながら活動できる環境づくりを応援します。</p>

番号	項目	ご意見・ご提案の内容（要旨）	回答及び修正（案）
		<p>ようか？再考願います。</p>	
7	<p>P37 第5章 健康づくりと 介護予防の促 進 健康づくりと 介護予防の推 進について</p>	<p>P37～P42に記載してある全体また個々の健康づくり事業の推進の3つの事業また介護予防事業の推進の11の事業について、どのような根拠をもとに事業を計画したのかお教え下さい。また、同事業を行う事でどのような効果を予測し事業を計画しているのか、具体的にお教え下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 比較的軽度の介護認定者が増加していることから、これまでの健康づくり事業及び介護予防事業に加え、介護保険制度改正に伴い、地域住民が自ら取り組む事業も可能となるため、要支援者の重症化を防ぎ、高齢者の健康寿命を長く維持できるように各種事業を計画しております。
8	<p>P43 第6章 要支援・要介護 者支援の充実 1介護サービス 基盤の整備・充 実 介護サービス 基盤整備</p>	<p>小規模多機能型居宅介護整備目標数1箇所について P26について意見したように、牡鹿半島や雄勝などの半島部には、要介護者がその地域で住まうための介護保険整備がなされていない。しかし、半島部で事業展開する事は困難である事が言える。 29年度までの整備では、半島部も網羅しつつ事業性が担保される地域での小規模多機能型居宅介護が増える事が切に望まれる。 2015年の高齢者介護では、小規模多機能ホームを利用者の生活圏内、つまり、小・中学校区ごとに整備することが必要だとされている。通い・泊まり・訪問が可能で、地域包括ケアの拠点となり、ボランティア活動や子ども達との交流を図り様々な世代が交流出来るようになる。石巻が推進する次世代型のモデル事業を小規模多機能型居宅介護を通して実施する事を望む。 また、小規模多機能型居宅介護は住宅内に整備する事となっている。しかし、住宅内では、新しく物件を探すのも苦勞する事が予測される。補助金交付にあたっては新築建築費のみではなく、既存住宅の改修費、またスプリンクラーなど消防法に基づく住環境整備費としても活用出来るものであるものにして頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 小規模多機能型居宅介護1施設の整備を予定しております。建設場所について、被災沿岸部だけに限定することは困難ですが、小規模多機能型居宅介護の担う役割は、大きいと認識しております。被災沿岸部における安定した介護サービスが提供されるよう地域住民からのご意見をいただきながら検討してまいります。 • 補助金については、新築以外も既存制度の中で対象となりますが、平成27年度以降も被災地域の実情に応じた活用しやすい補助金となるよう国・県に対し要望してまいります。

番号	項目	ご意見・ご提案の内容（要旨）	回答及び修正（案）
9	P70、72 第7章 地域包括ケアシステムの構築 (1) 基本方針 (3) 導入当初の推進体制について	国の示している「地域包括支援センターの機能強化」には、「センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す」ことが示されています。包括ケアセンターの位置づけをもっと明確にできないでしょうか。「直営等基幹的な役割を担うセンター」として包括ケアセンターを位置づけると役割分担が分かりやすくなると思います。現状の地域包括支援センターの活動を活かした地域包括ケアシステムを目指すだけでなく、「機能強化型のセンター」としての役割をこれまでの実績に応じて地域包括支援センターに担わせることにより、在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進を図ってゆく方向性を示すとよいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・包括ケアセンターは、本市全体の地域包括ケアシステムの取り組みを調整する役割を考慮しており、多職種並びに関係機関との連携強化を図ります。特に、地域包括支援センターの役割は益々重要となることから、地域の中核的機関として適正な運営ができるようサポートしてまいりたいと考えております。
10	P70 第7章 地域包括ケアシステムの構築	石巻市地域推進計画基本構想内にもあります（仮称）ささえあいセンターの役割と地域包括支援センターの具体的役割と社会福祉協議会内に設置してあります地域福祉コーディネーター（CSC）の役割、そして、現在国が29年度までに市町村で設置を義務付けられている新しい地域支援事業内にある協議体、地域コーディネーター（第1層と第2層）がどのように連携機能していくかで、地域力が左右されると感じているが、各役割、連携体制などを時期・いつ・どこで・どのように実施するのか等詳細目標を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは、支援事業や介護予防事業を展開しており、今後益々その役割は重要となります。また、地域福祉コーディネーター（CSC）は、石巻市社会福祉協議会が設置し、被災者の自立や地域づくりを支援しています。介護保険制度改正に伴い、介護保険の生活支援、介護サービスを円滑に実施していく上で、協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置が必要となることから、平成27年度から地域包括支援センターや社会福祉協議会等と意見交換をしながら、課題を整理していきたいと考えております。 なお、駅前に建設を予定している（仮称）ささえあいセンター内に包括ケアセンターを移設し、事業を推進する予定としております。
11	P71 第7章 地域包括ケアシステムの構築 (2) コンセプト 地域包括ケア	P71の地域包括ケアシステムの構築（2）コンセプト下から3行目の「地域のコミュニティーがあるからこそ、それぞれの関係者が機能し」と書いてあります。その一方、P37～P42にある介護予防事業は対象者を選択して行う事業だと思われ、上記の地域包括ケアのコンセプトに矛盾すると考	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の改正により、これまでの専門職による事業に加え、高齢者を中心に若い方も参加できる事業も可能となります。その中で、運動等を通じた健康づくりなど誰もが参加できる住民による自主的な取り組みを支援する住民の交流の場づくり事業などを計画しております。

番号	項目	ご意見・ご提案の内容（要旨）	回答及び修正（案）
	システムの構築	えられます。「包括的」であればこそ、地域の高齢者を対象を分けて地域コミュニティーの誰も家族や友人との互助の強い関係性の中で健康増進、介護予防出来る「方法」と「機会」が必要と考えます。例えば、どの地域にでも存在すると思われる、元気な方（一般高齢者）と膝が痛い方（一般高齢者または、二次予防対象者）と、転倒の恐怖心がある方（二次予防対象者または要支援者）と一緒に「運動出来る方法」や「機会」はP37～P42において該当する事業はあるのでしょうか？もし、無いのであれば、そのような事業の設計を希望します。また、難しい場合は、例えば人口 3000 人以下、または高齢化率 32%以上の地域は、地域内のコミュニティーで最大限、健康増進、介護予防の効果を指すため、対象者を限定しない等地域の特性に合わせた柔軟な施策となるよう検討をお願いします。	
12	P72 第 7 章 地域包括ケアシステムの構築 (3) 導入当初の推進体制 導入当初の推進体制	国が市町村レベルで設置を進めている第 1 層レベルの動きを早急に実施し失敗と成功を繰り返しつつ、28 年度末までには協議体設置やコーディネーターの設置が出来ている事を願っている。 また、行政や社会福祉協議会、包括支援センターのみではなく、NPO や地元地域支援団体など様々な関係機関が主軸を担って活動出来る土壌作りを 27 年度実施される事を願っている。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から協議体や生活支援コーディネーターの早期設置について、関係機関や民間企業、NPO などと意見交換を行いながら検討することとしております。
13	P77 第 7 章 地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域ケア会議開催等の支援 地域ケア会議開催等の支援	今後、地域ケア会議の推進を目指してゆくことを考えると、平成 27 年度以降の地域ケア会議の開催回数見込みが少ないように思います。積極的に地域ケア会議を行なってゆく姿勢と、運営する地域包括支援センターへの補助金の手当てなどを考えてほしいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> 現在、高齢者の個別課題を解決するため、多職種による会議を開催しておりますが、平成 27 年度以降は、会議内容の充実を図るものとしております。 また、地域包括支援センターは、高齢者等の総合相談や支援事業などの業務を行っております。今後の地域包括支援センターの在り方について、関係者と意見交換を行いながら、役割や業務について検討してまいりたいと考えております。